

埼玉第 14 次労働災害防止計画

令和〇年〇月
埼玉労働局

<目次>

はじめに	4
1 計画のねらい.....	4
(1) 計画が目指す社会.....	4
(2) 計画期間.....	5
(3) 計画の目標.....	5
ア アウトプット指標.....	5
イ アウトカム指標	7
(4) 計画の評価と見直し	8
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	8
(1) 死亡者数の推移と対策の方向性	8
(2) 死傷者数の推移と対策の方向性	10
ア 死傷者数の推移	10
イ 死傷者数の増加の要因と対策の方向性	10
(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性.....	13
ア メンタルヘルス対策関係.....	13
イ 過重労働防止対策関係	13
ウ 産業保健活動関係.....	14
(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性.....	15
(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性	15
3 計画の重点事項.....	16
4. 重点事項ごとの具体的取組	16
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発.....	16
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備.....	16
イ 労働安全衛生におけるDXの推進.....	18
(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	18
(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進.....	19
(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	19
(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	19
(6) 業種別の労働災害防止対策の推進.....	20
ア 陸上貨物運送業対策	20

イ	建設業対策.....	20
ウ	製造業対策.....	21
エ	林業対策.....	21
オ	ビルメンテナンス業・廃棄物処理業対策.....	21
カ	小売業・社会福祉施設対策.....	22
(7)	労働者の健康確保対策の推進.....	22
ア	メンタルヘルス対策.....	22
イ	過重労働対策.....	23
ウ	産業保健活動の推進.....	23
(8)	化学物質等による健康障害防止対策の推進.....	24
ア	化学物質による健康障害防止対策.....	24
イ	石綿、粉じんによる健康障害防止対策.....	25
ウ	熱中症、騒音による健康障害防止対策.....	25
エ	電離放射線による健康障害防止対策.....	26
(参考)	アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方.....	27

はじめに

国の労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、埼玉県近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）こそ減少しているものの、いまだその水準は低いとはいえ、労働災害による休業4日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至っては、ここ数年増加傾向にある。また、労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、令和5年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を踏まえて、埼玉労働局が重点的に推進する事項を「埼玉第14次労働災害防止計画」（以下「埼玉14次防」という。）として、ここに策定する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得つつ、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、

VR（バーチャル・リアリティ）、AIなども活用を図るなど、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増している。労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

（参考）SDGs（持続可能な開発目標）8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment.（移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。）

（2）計画期間

令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする。

（3）計画の目標

埼玉労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、埼玉労働局は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

（ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
- ・腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業の自動化・省力化を行う事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。

（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安

全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下「荷役ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを導入する建設業の事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。
- ・機械災害の防止に関するリスクアセスメントを導入する製造業の事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。
- ・労働災害の防止に関するリスクアセスメントを導入するビルメンテナンス業・廃棄物処理業の事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。
- ・小売業及び社会福祉施設を運営する事業場で4S(整理・整頓・清掃・清潔)、危険予知活動、職場内の危険の見える化等の基本的な安全衛生活動に取り組む事業場の割合をそれぞれ令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。
- ・ノーリフトケアを導入している事業場を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を令和9年までに80%以上とする
- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。
- ・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。
- ・労働者30人以上の企業のうち勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。
- ・事業場の健康課題を把握し、健康保持増進対策に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質を含め、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を令和 7 年までにそれぞれ 80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質を含め、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和 7 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。
- ・暑熱環境下での業務のある事業場で、熱中症対策に取り組む事業場の割合を令和 5 年と比較して令和 9 年までに 10%以上増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を令和 4 年と比較して令和 9 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を令和 9 年までに 40 日以下とする。
- ・増加が見込まれる腰痛の死傷年千人率を令和 4 年と比較して令和 9 年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を令和 4 年と比較して令和 9 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を令和 9 年までに令和 4 年と比較して減少させる。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・建設業、製造業及び陸上貨物運送事業の死亡者数をそれぞれ令和 9 年までに令和 4 年と比較して 20%以上減少させる。

- ・林業、ビルメンテナンス業・廃棄物処理業の計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して25%以上減少させる。
- ・陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設の死傷者数を令和9年までに、その増加に歯止めをかける。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。
- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
- ・熱中症による死傷者数の増加率^{*}を前期計画期間の増加率と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも次のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、令和4年と比較して、令和9年までに20%以上減少する。
- ・死傷災害については、令和4年と比較して、令和9年までに増加傾向に歯止めをかけ減少に転ずる。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているかなどの評価も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡者数の推移と対策の方向性

埼玉県内における死亡者数は、昭和41年の160人をピークとして、長期的に減少傾向にあり、令和4年の死亡者数（令和5年1月末速報。以下同じ）は、26人となった。業種別では、建設業が7人と最も多く、次いで製造業が6人、陸上貨物運送事業が5人となっている。事故の型別に見ると、建設業では「墜落・転落」が最多の3人、

製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」が最多の2人、陸上貨物運送事業では「墜落・転落」が最多の3人となっている。

また、廃棄物処理業については、令和元年に埼玉第13次労働災害防止計画（以下「埼玉13次防」という。）を変更し、重点業種として位置づけ取り組みを強化しており、同業種の計画期間中の死亡者数は減少したものの、同業種やビルメンテナンス業の計画期間中の死亡者数は建設業、製造業、陸上貨物運送事業、商業に次いで多く、災防計画期間ごとの死亡者数をみると、他の業種と比較して減少していない。

こうしたことから、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多く割合を占めており、引き続き、こうした死亡災害の対策に取り組むことが必要である。

なお、埼玉13次防においては、平成29年の死亡者数32人から20%減少させ25人以下とするとの目標を定め、取組を行った結果、25.0%減少と目標を達成したものの、この傾向を維持するため、継続した取組を行っていく。

表1 埼玉13次防期間中の死亡者数の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	対 H29		H30-R4 計
建設業	13	12	10	8	11	7	-6	-46.2%	48
製造業	3	9	4	4	6	6	+3	+100.0%	29
陸上貨物運送事業	6	2	8	1	9	5	-1	-16.7%	25
商業	1	3	3	1	2	2	+1	+100.0%	11
ビルメンテナンス業	2	2	0	0	3	1	-1	-50.0%	6
廃棄物処理業	2	1	4	1	0	1	-1	-50.0%	7
上記以外の業種	7	7	4	2	1	2	-5	-71.4%	16
全産業	32	36	33	17	32	24	-8	-25.0%	142

図1 死亡者数の推移

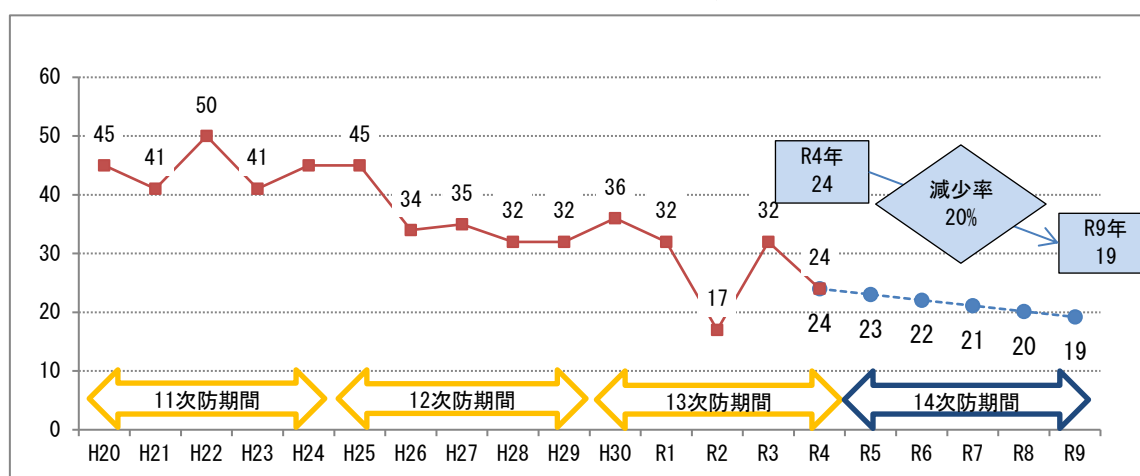


表2 災防計画期間ごとの業種別死亡者数の推移

		9次防	10次防	11次防	12次防	13次防
全産業	総数	321	273	222	178	142
	9次防からの増減率	-	-15.0%	-30.8%	-44.5%	-55.8%
製造業	総数	64	53	41	35	29
	9次防からの増減率	-	-17.2%	-35.9%	-45.3%	-54.7%
建設業	総数	115	92	67	62	48
	9次防からの増減率	-	-20.0%	-41.7%	-46.1%	-58.3%
陸上貨物運送事業	総数	56	31	36	29	25
	9次防からの増減率	-	-44.6%	-35.7%	-48.2%	-55.4%
林業	総数	4	1	3	2	3
	9次防からの増減率	-	-75.0%	-25.0%	-50.0%	-25.0%

(2) 死傷者数の推移と対策の方向性

ア 死傷者数の推移

埼玉県内の死傷者数は、埼玉13次防期間中（平成30年～令和4年）増加傾向にある。令和2年及び3年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害の影響もあるが、それを除いても死傷者数、死傷年千人率ともに増加傾向にある。その内訳を見ると、令和4年の死傷者数（令和5年1月末速報。新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く。以下同じ。）について、事故の型別では、「転倒」、「動作の反動、無理な動作」が労働災害全体の4割以上を占めている。そのうち「転倒」は、性別・年齢別でみると、発生率が大きく異なり、特に女性の高齢者で発生率が高くなっている。

業種別では、製造業、陸上貨物運送事業、小売業、建設業、社会福祉施設の順に多くなっている。

更に、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。

イ 死傷者数の増加の要因と対策の方向性

死傷災害については、

- ① 50歳以上の労働災害が増加していること
- ② 機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加していること

③ 安全衛生の意識が低く、取組が遅れている第三次産業や、中小規模事業場において労働災害が多く発生していること等の特徴がある。

上記①に関しては、加齢による身体機能の低下等の影響により死傷年千人率が高いことや、休業期間が若年層と比較して長いこと等を踏まえ、効果的な対策を推進することが必要である。

上記②に関しては、設備対策だけでなく、労働衛生の3管理（作業管理、作業環境管理、健康管理）や健康保持増進対策を推進することが必要である。

上記③に関しては、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解を促進し、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組む環境整備が必要である。

表3 埼玉13次防期間中の業種別死傷者数の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	対 H29		13次防目標
全産業	5824	6216	6237	6504	6920	6679	+855	+14.7%	4,840
製造業	1396	1427	1464	1360	1480	1383	-13	-0.9%	-
建設業	657	650	611	612	690	598	-59	-9.0%	-
陸上貨物運送事業	1062	1151	1211	1258	1277	1320	+258	+24.3%	850
小売業	673	766	716	790	796	799	+126	18.7%	488
社会福祉施設	376	435	418	554	657	574	+198	+52.7%	189
飲食店	228	248	284	294	266	277	+49	+21.5%	147

表4 埼玉13次防期間中の業種別死傷年千人率の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	対 H29		13次防目標
全産業	2.41	2.54	2.49	2.60	2.80	2.49	+0.08	+3.32%	-
製造業	3.00	3.04	3.12	2.88	3.23	2.99	-0.01	-0.33%	-
建設業	5.40	5.76	5.32	5.43	5.98	5.40	0.00	0.00%	-
陸上貨物運送事業	9.04	11.11	10.82	10.94	11.23	12.56	+3.52	+38.94%	8.40
小売業	1.92	2.11	1.87	2.07	2.05	1.91	-0.01	-0.52%	1.78
社会福祉施設	2.17	1.88	1.81	2.39	3.43	2.08	-0.09	-4.15%	2.01
飲食店	2.41	1.65	1.78	1.79	1.64	1.51	-0.90	-37.34%	1.27

<注1> 都道府県別・業種別の就業者数は経済センサスで集計されているが、4年に一度の集計であることから、毎月勤労者統計調査の近い業種の増加率を経済センサスの集計値に乗じて推計している。

表5 外国人労働者の死傷者数及び死傷年千人率

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
死傷者数	167	147	230	278	304	精査中
労働者数	55,534	65,290	75,825	81,721	86,780	92,936
千人率	3.01	2.25	3.03	3.40	3.50	-

図2 死傷者数の推移

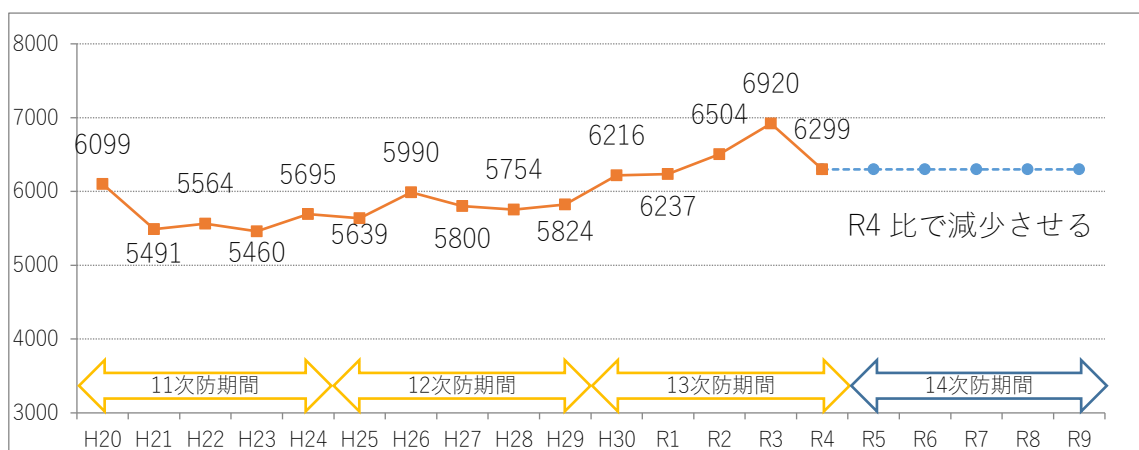


図3 事故の型別死傷者数の推移

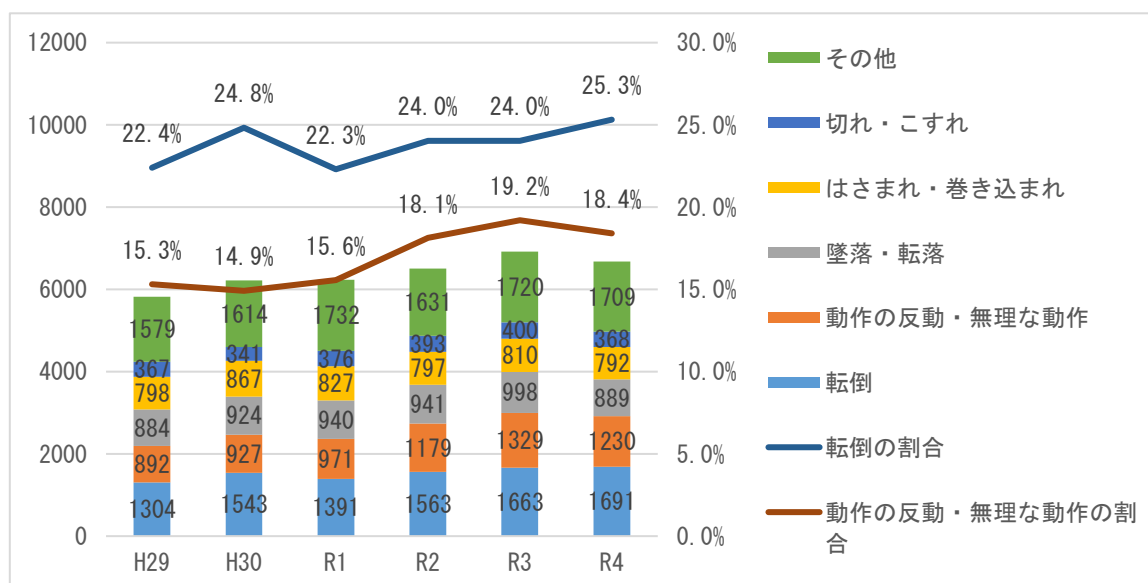
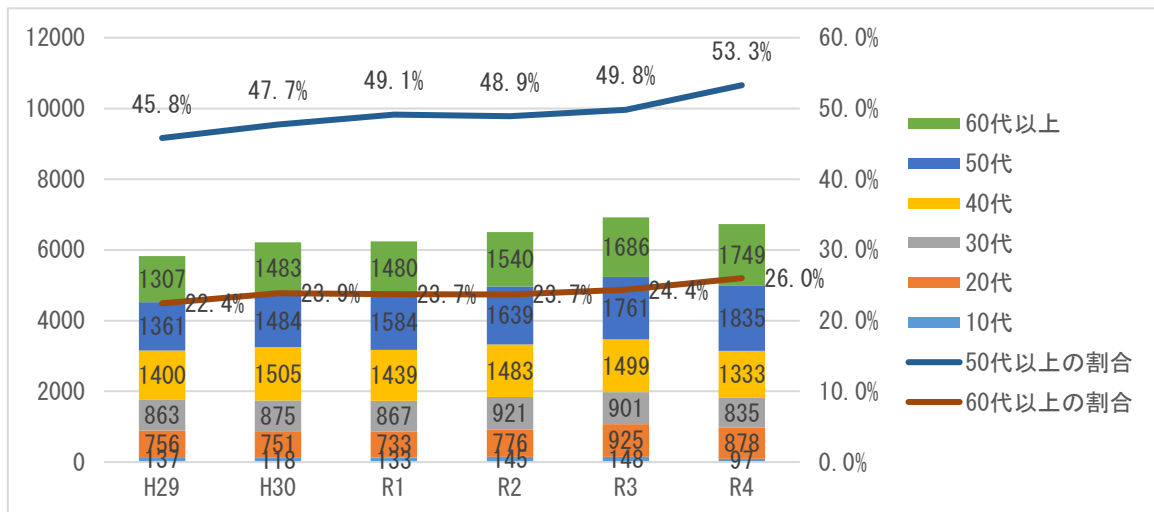


図4 年代別死傷者数の推移



(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関係

令和3年「労働安全衛生調査（実態調査）」（労働衛生課による特別集計）によれば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる割合については、労働者数50人以上の事業場では取組率が埼玉県で92.3%（全国：94.4%）である。一方、労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30～49人で58.9%（全国：70.7%）、10～29人で58.3%（全国：49.6%）となっており、労働者数50人未満の事業場において、メンタルヘルス対策の取組が伸び悩んでいる。

また、精神障害等による労災請求件数及び認定件数は増加傾向にある。

労働者数50人未満の事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、令和2年度労働安全衛生調査（実態調査）によれば、①該当する労働者がいない（44.0%）、②取組方が分からない（33.8%）、③専門スタッフがいらない（26.3%）となっており、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われるなど痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にある。令和4年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に持ち込まれている長時間労働の是正や職場におけるメンタルヘルス対策の推進等にも留意しつつ、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に盛り込まれた対策をより一層推進する必要がある。

具体的には、週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少している（令和 3 年：全国 8.8%（労働力調査））ものの、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生しており、引き続き、時間外・休日労働時間^{*}を削減する必要がある。

※休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

また、年次有給休暇の取得率は、増加傾向にある（令和 4 年：全国 58.3%、埼玉 56.2%（就労条件総合調査。都道府県別は令和 4 年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成））が、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も同様に増加傾向にある（令和 4 年：全国 5.8%（就労条件総合調査））が、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

労働力人口における通院者の割合が増加を続ける（平成 31 年：全国 36.8%（国民生活基礎調査））一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は全国で 41.1%（令和 3 年度労働安全衛生調査（実態調査））であり、事業場規模が小さい程、その取組の割合も小さい。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、労働者に対し必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が全国で年間約 500 件発生しており、減少がみられない。業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い。また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の 8 割を占めている。一方で、事業場の化学物質対策の取組状況について、危険性又は有害性等を有するとされる化学物質全てについて、ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメントを実施している割合が、令和 3 年において、それぞれ全国で 69.9%、77.9%、66.2%となっている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制について、今後施行を迎えるが、その定着が必要となっている。

令和 12 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。また、熱中症により、毎年 20 人以上の労働者が死亡している。さらに、騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、依然として年間約 300 件となっている。これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むよう、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、

- ・「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」など人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価
- ・安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民間の商取引などでもこれら事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成などが考えられる。

このほか、中小事業者が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、安全衛生対策に掛かる費用を助成すること等は有効と考えられる。また、新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示すること、発注者等において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないこと、そして契約時等における安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

また、大学等の労働者の安全衛生管理の一環として、学生に対しても安全衛生教育を促進し、労働安全衛生に対するリテラシーを持たせることで、卒業生は、事業場における自発的な安全衛生対策の推進に貢献することが期待される。

加えて、国や安全衛生の指導を行う労働安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行うときに、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

などを説明することも有効であると考えられる。

3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4. 重点事項ごとの具体的な取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。

- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援、労働安全衛生コンサルタント等を活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営認定制度」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者などが周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・関係機関と連携し、内閣官房が取りまとめた「人的資本可視化指針」の周知等を図る。
- ・業務の発注者となり得る者に対して、取引先において安全衛生に取り組むことの必要性和、安全で健康に働ける職場環境の実現のために発注者に必要な留意事項の周知を図る。
- ・中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生活動に取り組むことによる人材確保・育成等の経営活動の観点からの実利的なメリットや、安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失に関する周知を行う。
- ・事業場の業種や規模等に応じた安全衛生活動の取組事例を周知する。
- ・県内の大学と連携し、今後、労働者又は安全衛生管理を行う立場となり得る学生に対し、安全衛生教育の促進を図る。
- ・労働災害防止団体が行う安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。
- ・労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部と連携した周知を行うとともに、安全衛生対策に取り組む中小事業者等の意欲を喚起できるコンサルタントの育成を図る。
- ・中小企業診断士等と連携し、事業場の多様なニーズに応じたワンストップの支援を行うことができるよう、専門家間の連携を支援する。
- ・関係機関と連携した産業保健分野の人材育成の推進、関連情報の収集及び情報発信を行う。
- ・埼玉労働局が行う安全衛生施策を様々な機会を通じて積極的に周知し、中小事業者等を支援する関係機関の職員の指導力の向上を図る。

イ 労働安全衛生におけるDXの推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集を行う。
- ・労働者死傷病報告をはじめとした労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請の活用を周知する。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を始めとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・身体機能の維持向上を図り、転倒災害を予防する運動プログラムの導入等の労働者の運動習慣の定着を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。
- ・健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

イ アの達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）を活用した周知を行う。
- ・健康経営埼玉推進協議会を通じ、転倒や腰痛の予防対策の周知を行うとともに、同協議会の構成員、オブザーバー及び協力事業者と連携し、対策に取り組む事業者を支援する
- ・理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援する。
- ・身体機能の維持向上を図り、転倒災害を予防するため、「Sport in Life プロジェ

クト」(スポーツ庁)と連携してスポーツの推進を図る。

- ・骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法を提示・周知する。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。
- ・事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のため、医療保険者と連携した周知を行う。

(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・上記(2)アの取組のほか、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

イ アの達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・上記(2)イの取組のほか、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組の周知啓発を行う。

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の安全衛生を確保するため、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン(以下「テレワークガイドライン」という。)」 「副業・兼業の促進に関するガイドライン(以下「副業・兼業ガイドライン」という。)」に基づく安全衛生対策に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール(労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。
- ・障害のある労働者の就業上の配慮の必要性について引き続き周知を図る。
- ・技能実習生を始めとした外国人労働者への効果的な安全衛生教育のため、外国語訳視聴覚教材等の普及を図る。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 個人事業者等の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対して、労働者と同等に有害物質による健康障害の防止措置を講じる。
- ・「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方に関すること等において、事業者が取り組むべき必要な対応とされた場合には、当該取組を行う。

イ アの達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・令和5年4月から、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対して、労働者と同等に有害物質による健康障害の防止措置を講じることが、事業者に義務付けられたことについて、周知等を行う。
- ・「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、事業者が取り組むべき必要な対応の周知等を行う。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・荷役ガイドラインに基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。

(イ) (ア)の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・荷役ガイドラインに基づく安全対策の周知、指導を行う。
- ・荷主等に対しても荷役ガイドラインに基づく荷主としての取組の必要性について理解を促すとともに、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。

イ 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落災害に関するリスクアセスメントに取り組むとともに、墜落・転落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用を徹底する。

(イ) (ア)の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・リスクアセスメントの普及を図るとともに、墜落・転落災害防止措置の徹底を図る。
- ・建設工事関係者連絡会議の活動を通して、発注者及び施工者と連携し、安全衛生対策の推進を図る。
- ・建設業労働災害防止協会埼玉県支部と連携し、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日法律第 111 号）に基づき、国土交通省地方整備局等と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。

ウ 製造業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施した後、残留するリスク情報の使用者への提供を行い、使用者は同情報に基づきリスクアセスメントを行う。
- ・フォークリフトを用いた作業において、技能講習修了者による運転、作業計画に基づく作業の実施等、フォークリフトによる労働災害防止対策を徹底する。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・機械災害に関するリスクアセスメントの徹底を図る。
- ・令和 5 年 4 月から職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大されることを踏まえ、対象に加わった食料品製造業等の事業場における当該教育の実施の徹底を図る。
- ・フォークリフトに関する労働安全衛生規則等に基づく措置の徹底を指導するとともに、啓発資料を活用し安全運転の周知啓発を図る。

エ 林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・伐木等作業の安全ガイドライン等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、本ガイドライン等に基づく安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・伐木等作業の安全ガイドライン等に基づく安全対策の徹底を図るため、林野庁、地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、各機関と連携して取組を推進する。

オ ビルメンテナンス業・廃棄物処理業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働災害に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・墜落・転落災害防止対策として、フルハーネス型墜落制止用器具の使用及び特別教育の実施、はしご・脚立使用前の点検等の安全対策に取り組む。
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策として、覆いの設置等の安全対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・地方公共団体、事業者団体等と連携し、自主的な安全衛生活動の推進を図る。

- ・墜落・転落災害防止措置、はさまれ・巻き込まれ災害防止措置等の安全対策の徹底を図る。

カ 小売業・社会福祉施設対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全衛生方針及び安全衛生計画を策定するとともに、安全衛生活動に取り組む体制整備を図り、4S（整理・整頓・清掃・清潔）、危険予知活動、職場内の危険の見える化、腰痛予防対策等の基本的な安全衛生活動に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・埼玉県SAFE協議会の活動を通じて、協議会支援協力事業者と協力し、自主的な安全衛生活動の定着を支援するとともに、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・地方公共団体、事業者団体等と連携し、埼玉県SAFE協議会で収集する安全衛生対策の好事例を周知することにより、管内の小売業及び介護施設の事業者に対する水平展開を図る。

(7) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行う。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・ストレスチェックのみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことを周知、指導する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の活用を図る。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を支援する。
- ・ストレスチェックの実施や集団分析を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの活用促進を図る。
- ・健康経営埼玉推進協議会構成員と連携し、メンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）を見える化し、経営層に対する意識啓発を図るとともに、小規模事業者を中心に好事例の周知啓発を図る。

- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知を図り、これら対策の推進を図る。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。

- ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
- ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
- ③ 「勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針」による労働時間等の設定の改善

- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。

- ① 過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。
- ② 令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等を雇用する事業者に対する周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の周知、指導等に取り組む。また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。
- ③ 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に対し、面接指導を受けよう勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性を効果的に周知する方法の検討状況を踏まえ、事業者への周知に取り組む。

- ・「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（過労死等防止調査研究センター実施）における研究成果等を踏まえ、必要な周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・健康診断結果等から労働者の健康状態を把握し、事業場の健康課題を特定し、健康保持増進対策に取り組む。

- ・健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- ・治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が申し出し易いように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・健康経営埼玉推進協議会構成員と連携し、産業保健活動や健康保持増進対策に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のため、医療保険者と連携した周知を行う。
- ・埼玉県地域両立支援推進チームの活動を通して、チーム構成員である医療機関、労使団体、埼玉県、産業保健総合支援センター等と連携して、企業や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発や、「両立支援コーディネーター」の更なる活用を図る。
- ・地域・職域連携推進協議会の活動を通じて、労働者の健康保持増進を図る。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにより、中小企業を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の活用を図る。(再掲)

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
- ①化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
- ②化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・事業場における化学物質の自律的管理を推進するため、関係法令の指導やクリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）をはじめとした関係情報の周知を行うほか、労働災害防止団体等と連携し、化学物質管理に係る人材育成・講習機械の充実を図る。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供する。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係機関との連携や発注者の配慮義務にかかる周知等を図る。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・建設業労働災害防止協会が運営する「ずい道等建設労働者健康管理システム」等について、必要な周知等を行い、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制

を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。

- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本工業規格（J I S）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図るとともに、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導等を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 27 年 8 月 31 日健康の保持増進のための指針公示第 6 号）に基づく健康管理を実施する。
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ) (ア) の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- ・東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを活用し、健康相談の実施等の長期的な健康管理対策を着実に実施する。
- ・医療機関に対して、医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を周知・指導するとともに、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。

(参考) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害として「転倒」「動作の反動、無理な動作」があり、これら災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

「転倒」災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、労働者自身の作業行動に起因することから労働者教育も有効であると考えられる。

「動作の反動、無理な動作」のうち、約3割を占める腰痛については、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている予防対策がある。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（2）アにとりまとめ、4（2）アの推進状況を特に「転倒」「動作の反動、無理な動作」が問題となる業種をターゲットとして、1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、令和3年に実施したアンケート調査（令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、回答した206事業場のうち何らかの転倒防止対策に取り組んでいるとした事業場の割合は83.5%であるが、（転倒災害の約半数が50代以上の女性という、身体機能等の影響が大きく出ている状況の中で、）整理・整頓・清掃などの物理的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくりや転倒した際に怪我をしにくい身体づくり（ソフト的な対策）にも取り組んでいる事業場は5%であった。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成及び転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会における整理も踏まえ、ハード・ソフト両面からの対策に取り組む事業場の割合について、過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

転倒災害は、被災率（死傷年千人率）の高い高齢労働者（特に女性）の増加に伴って過去5年間（平成29年～令和3年）で概ね年5%ずつ増加しており、今後の高齢労働者の更なる増加を考慮すると、今後も、同様の傾向が予想される。また、産業構造の変化等に伴って性別・年齢層別の死傷年千人率も増加しており、今後も同様の増加が見込まれる。ここで、転倒防止対策に係る事業者の取組（災害発生状況も踏まえ、整理整頓や段差の解消といった設備的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくり、転倒した際にも怪我をしにくい身体づくりといった対策も含めた取組）を50%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、転倒の年齢別男女別の死傷年千人率については、令和3年の実績からの増加に歯止めをかけることができると期待する。

また、腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業の自動化・省力化を行う事業場の割合を10%以上増加させることにより、腰痛の死傷年千人率を減少させることができると期待する。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

高齢労働者の災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

高齢労働者の災害防止対策については、高齢労働者の身体機能の低下等に応じ、事業者が専門家によりとりまとめられたエイジフレンドリーガイドラインに記載された事項を事業場の実態に応じて進めることが有効と考えられる。また、身体機能の低下を抑えるための健康づくりも有効である。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（3）アにとりまとめ、4（3）アの推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、令和3年に実施したアンケート調査（令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組については、ガイドラインを知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は11.2%。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を進める事業者の割合が50%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して令和9年までに男女ともその増加に歯止めをかけることができると期待する。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

テレワークや兼業副業における安全衛生対策を普及すると共に、外国人労働者の災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮した安全衛生教育が有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(4)アにとりまとめ、4(4)アの推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

【アウトカム指標】

外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を10%以上増加させることで(アウトプット指標達成)、外国人労働者の死傷年千人率を令和4年と比較して令和9年までに減少させることができると期待する。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

○陸上貨物運送業

【アウトプット指標】

陸上貨物運送業にける災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

陸上貨物運送業の労働災害については、特に荷役作業による災害が課題となっていることから、荷役ガイドラインに基づき荷役作業における災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)ア(ア)にとりまとめ、4(6)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、10%以上増加させるとの目標を設定している。

【アウトカム指標】

陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷災害のうち、荷役作業時における災害が約7割を占めている。荷役ガイドラインに基づく取組を実施する事業場の割合を10%以上増加させる(アウトプット指標達成)ことで、令和9年までに死亡者数を20%以上減少させ、死傷者数の増加に歯止めをかけることができると期待する。

○建設業

【アウトプット指標】

建設業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

建設業の労働災害については、特に墜落転落による災害が課題となっていることから、法令に基づく墜落防止対策を実施することはもとより、更にリスクアセスメントを実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)イ(ア)にとりまとめ、4(6)イ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、令和3年に実施したアンケート調査(令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、建設業における代表的な災害である墜落転落の防止に当たってのリスクアセスメントを行っている事業場は74%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、10%以上増加させるとの目標を設定している。

【アウトカム指標】

建設業における死亡災害で、最も多いのは「墜落・転落」で、約4割を占める。墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を10%以上増加させる(アウトプット指標達成)ことで、令和4年と比較して令和9年までに死亡者数を20%以上減少させることができると期待する。

○製造業

【アウトプット指標】

製造業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

製造業における労働災害については、特に機械による「はさまれ巻き込まれ」による災害が課題となっていることから、法令に基づく災害防止対策を実施することはもとより、更に製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメント等による機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策を実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（6）ウ（ア）にとりまとめ、4（6）ウ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、令和3年に実施したアンケート調査（令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、製造業における機械の「はさまれ巻き込まれ」災害の防止対策としてリスクアセスメントを実施する事業場の割合はアンケート、その他業務から得ている感触によると概ね半数つまり50%程度である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、10%以上増加させるとの目標を設定している。

【アウトカム指標】

これまでの統計調査等を踏まえ、はさまれ・巻き込まれ対策に取り組む事業場、または機械のリスクアセスメントを実施している製造業の事業場の割合は4割程度と推定する。機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を10%以上増加させる（アウトプット指標達成）ことで、令和4年と比較して令和9年までに死亡者数を20%以上減少させることができると期待する。

○林業

【アウトプット指標】

林業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

林業における労働災害については、特に伐木作業による災害が課題となっていることから、伐木等作業の安全対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（6）エ（ア）にとりまとめ、4（6）エ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、令和3年に実施した関係省庁等が行う林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査（令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、伐木ガイドラインに基づく措置を行っている事業場は（ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる者を「措置を行っている事業場」とした。）30.2%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、10%以上増加させるとの目標を設定している。

【アウトカム指標】

林業における死亡災害のうち、伐木作業における災害が約6割を占める。伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合が10%以上増加させる（アウトプット指標達成）ことで、令和4年と比較して令和9年までに累計死亡者数を25%以上減少させることができると期待する。

○ビルメンテナンス業・廃棄物処理業

【アウトプット指標】

ビルメンテナンス業・廃棄物処理業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

ビルメンテナンス業・廃棄物処理業における労働災害については、墜落・転落災害のほか、はさまれ・巻き込まれ災害など様々な危険要因による労働災害が発生していることから、労働災害の防止に関するリスクアセスメントを実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（6）オ（ア）にとりまとめ、4（6）オ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、10%以上増加させるとの目標を設定している。

【アウトカム指標】

ビルメンテナンス業・廃棄物処理業において、労働災害の防止に関するリスクアセスメントの事業場の割合を10%以上増加させる（アウトプット指標達成）ことで、令和4年と比較して令和9年までに累計死亡者数を25%以上減少させることができると期待する。

○小売業・社会福祉施設

【アウトプット指標】

小売業・社会福祉施設における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

小売業・社会福祉施設における労働災害については、転倒や動作の反動・無理な動作の労働災害が多数を占めており、基本的な安全衛生活動を徹底することが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（6）カ（ア）にとりまとめ、4（6）カ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止

計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、10%以上増加させるとの目標を設定している。

【アウトカム指標】

小売業・社会福祉施設において、基本的な安全衛生活動の実施割合を10%以上増加させる（アウトプット指標達成）ことで、令和9年までに死傷者数の増加に歯止めをかけることができると期待する。

また、社会福祉施設における腰痛による休業4日以上死傷災害（令和3年）は平成29年と比較して約30%増加しており、今後も、高齢者の増加にともなう介護職員の増加を背景として、腰痛災害の増加が予想される。一方で、ノーリフトケアを導入している事業場の割合が増加すれば（アウトプット指標達成）腰痛災害の発生の抑制が期待できる。これらを加味すれば、アウトプット指標の達成において、令和9年までに死傷者数の増加に歯止めをかけることができると期待する。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の健康確保対策については、特にメンタル不調や過重労働による健康障害が課題となっていることから、これらの対策を推進することが本重点項目の目的となる。

メンタル不調については、メンタルヘルス対策として職場におけるハラスメント防止対策やストレスチェックの実施も含めたメンタルヘルス対策を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ア(ア)にとりまとめ、4(7)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるメンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況をアウトプット指標として把握することとする。

また、過重労働による健康障害防止については、時間外・休日労働時間を削減することに加え、年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入といった長時間労働の抑制策による働き方の見直しの促進や、長時間労働者の面接指導を含めた産業保健サービスの充実が有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)イ(ア)にとりまとめ、4(7)イ(ア)の推進状況を上記に掲げる年次有給休暇の取得率やインターバル制度の導入率をアウトプット指標として把握することとする。

さらに、これらの対策を含めて全ての事業場において産業保健サービスが提供されることが労働者の健康保持増進対策として重要であることから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ウ(ア)にとりまとめ、4(7)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げる事業場の健康課題を把握し、健康保持増進対策に取り組む事業場の割合をアウトプット指標として把握することとする。

【アウトカム指標】

メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況事業者の取組がそれぞれ80%、50%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を令和9年までに50%未満となることが期待できる。

年次有給休暇の取得率が70%以上、勤務間インターバル制度の導入率が15%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、長時間労働の抑制に繋がる働き方の見直しが図られるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく労働時間削減に向けた取組を着実に進めることで、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下となることが期待できる。

事業場の健康課題を把握し、健康保持増進対策に取り組む事業場の割合が50%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定されるが、健康保持増進の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、このアウトプット指標に直接関係するアウトカム指標は設定していない。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

化学物質や石綿等による健康障害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

そのうち、化学物質を原因とする健康障害については、危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDSによりその危険有害性を事業者が把握し、リスクアセスメントを実施するとともに、それらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)ア(ア)にとりまとめ、4(8)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。労働安全衛生調査によると、13次防期間におけるラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施率の平均は、それぞれ69.1%、70.4%、57.9%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、ラベル・SDSについては80%以上にすることを目標としている。リスクアセスメントについては、13次防期間中に概ね20%程度の増加となっており、今後も同程度の増加が期待できることから、80%以上にすることを目標としている。また、リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の実施

については、リスクアセスメントを実施していることが前提となるため、リスクアセスメントと同じ 80%以上にすることを目標としている。

熱中症による健康障害については、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等の予防対策を講じることが有効である。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)ウ(ア)にとりまとめ、4(8)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効であり、このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)イ(ア)及び4(8)エ(ア)にとりまとめている。なお、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

【アウトカム指標】

化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)(平成29年から令和3年の平均)は、492件である。危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じる事業場の割合がそれぞれ80%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%災害が減少し、令和9年の化学物質による災害は、467件(平成29年から令和3年の平均と比べ25件・5.1%減)となることが期待できる。

また、熱中症による死亡災害で、今後、熱中症リスクの高い高年齢労働者は増加する一方で、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加することを背景として、熱中症災害の増加が予想される。一方で、熱中症対策に取り組む事業場の割合が10%以上増加すれば(アウトプット指標達成)、アウトカム指標の達成が期待できる。

(キ) 総括

【死亡災害総括】

死亡災害に関するアウトカム指標が達成すれば、全産業の死亡災害については、令和4年と比較して令和9年までに20%の減少が期待できる。

【死傷災害総括】

死傷災害に関するアウトカム指標が達成すれば、全産業の死傷災害については、令和4年と比較して令和9年までに増加傾向に歯止めをかけることができると期待できる。